

(仮称) 薬王堂東松島新沼店の届出概要について
(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社薬王堂
 2 届出年月日 令和6年12月25日
 3 店舗の名称 (仮称) 薬王堂東松島新沼店
 4 店舗設置者 株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 孝一
 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号
 5 店舗所在地 東松島市矢本字新沼81番1 外
 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社薬王堂	1,190㎡	小売業 外
計	1,190㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和7年8月26日
 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (1) 駐車場の収容台数 44台 (指針による必要台数: 44台)
 (2) 駐輪場の収容台数 8台
 (3) 荷さばき施設の面積 50㎡
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 4㎡ (指針による必要容量: 3.685㎡)
 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午前0時まで
 (2) 駐車場の利用時間帯 午前6時30分から午前0時30分まで
 (3) 駐車場の出入口の数 1箇所
 (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
 10 事務手続き等
 ・公告年月日 令和7年1月20日
 ・縦覧期間 公告の日から令和7年5月20日まで
 (公告の日から4か月間)
 ・地元説明会 令和7年2月24日
 ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和7年3月14日
 ・市町村等からの意見書提出期限 令和7年5月20日 (公告の日から4か月以内)
 ・県の意見の通知期限 令和7年8月25日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和7年2月24日（月） 10時00分 より 11時00分まで
開催場所	東松島市コミュニティセンター 会議室 東松島市矢本字大溜 1-1
出席人数	2名

質問事項	設置者の回答内容
店舗面積 1000 m ² 以下であれば、大店立地法届出が不要で早期に出店できると思うが、なぜ大型店にしたのか。	直近の需要から、商品の充実を図るため大型店での出店としました。 →指針の対象外
店舗東側の私道から駐車場に出入り可能か。	東側の私道側にはフェンスを設置しますので、車両の出入りはできません。 →県の意見は不要
店舗東側の私道に歩行者出入口等は設置する予定はあるか。	設置する予定はありません。 →県の意見は不要
近隣住民が店舗東側の私道を通して来店する可能性があるが、幅員が狭いため危険ではないのか。	来退店経路として想定しておりませんが、今後問題があるようであれば、石巻警察署及び宮城県警に相談し、適切な対応を検討します。 →県の意見は不要
店舗の出入口は右折入出庫可能か。	可能です。 →県の意見は不要
新設する右折レーンの滞留長は何mか。	30mの予定です。 →県の意見は不要
開店予定日が松島基地の航空祭の時期と重なっているが、どのような対応をされるのか。	実際のオープン予定は10月以降を想定しているため、今年の航空祭の影響はないと考えています。来年以降の航空祭については今後対応を検討します。 →指針の対象外
店舗の避難計画等は計画しているのか。	東松島市に確認し、今後検討します。 →指針の対象外
搬入車は右折入出庫するのか。	道路管理者及び石巻警察署、宮城県警と協議を行った際、搬入口は西側交差点と近く右折入出庫は危険が多いとの指摘があり、左折入出庫のみで計画しています。 →県の意見は不要
県道 247 号線は将来的に交通量が増えることが懸念される。西側の無信号交差点に信号機を設置することはできないのか。	信号機の設置は事業者では対応できないため、今後地域住民の要望によっては設置される可能性はあると思います。 →指針の対象外

東松島市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
開業後において、必要に応じて交通誘導員を配置する等、来場者の安全と周辺交通への影響に配慮すること。	指摘通りに対応します。 →県の意見は不要
早朝、夜間帯の来店車両、従業員車両、搬出車両の騒音対策を講じ、近隣住民への配慮を適切に対応すること。	指摘通りに対応します。 →県の意見は不要
今後、騒音・振動に係る特定施設を設置する際は、適切な時期に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	今後、騒音・振動に係る特定施設を設置する際は、防音対策や、配置等を検討し、敷地境界での騒音値に関して規制基準を遵守します。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社薬王堂	
届 出 年 月 日	令和6年12月25日	
店 舗 名 称	(仮称) 薬王堂東松島新沼店	
所 在 地	東松島市矢本字新沼81番1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>周辺道路の交通状況について把握し、問題が発生した場合には、必要に応じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。</p> <p>また、開店後、周辺住民から騒音等に対する苦情が申し立てられた際は、必要に応じて適切な対策を検討するなど、周辺住民の生活に影響を及ぼさないよう配慮願います。</p>	